

# 相殺の意思表示並びに修理代金債務消滅通知書

表意者 野田順一

相手方 デル株式会社

1 表意者が相手方に対してなす相殺の意思表示

表意者が相手方に対して有する下記アの6)の債権と表意者が相手方に対して負担する下記イの債務を対等額において相殺します。

記

ア

1) 表意者は、平成16年8月に相手方から後記ノートパソコン（以下、本件ノートパソコンという）を消費税送料などを含め総額金147,205円で購入した（以下、以下、本件ノートパソコン売買契約という）。

2) 表意者は、普段はデスクトップのパソコンを使用しているため、右ノートパソコンはオペレーティングシステムとウイルスソフトを更新する以外では年に数回程度使用する状況下で使用してきた。

3) しかるところ、平成20年3月24日頃からCPUファンの異常回転の継続が始まり、更に同年4月17日にはパソコンが起動しなくなる事態（以下、不具合という）となつた。

4) そこで表意者は、相手方の修理部署に平成20年4月21日修理の依頼を行ったところ、担当者はマザーボードを交換する修理作業を行い、同年同月23日修繕を完了して表意者に本件ノートパソコンを返還した。

5) かくて、表意者は相手方から右修理代金として消費税込みで金65,625円の修理代金の請求を平成20年5月8日到達の書面で受けた。

6) 表意者が相手方から購入した本件ノートパソコンの不具合の原因は、パソコンの主要部分であるマザーボードに欠陥が有り仮にそうでなとしても隠れた瑕疵があったがゆえに発生したものというべきであり、これが起因して表意者は前記修理代金債務の負担を余儀なくされて同額の損害を蒙った。

したがって、表意者は、民法第570条に基づき相手方に対し本件ノートパソコン売買契約に基づく損害賠償請求として前記修理代金と同額の損害賠償債権を有している。

イ

表意者が平成20年4月21日相手方の修理部署に本件ノートパソコンの修理依頼をなし、これに基づき表意者が相手方に負担している修理代金債務金65,625円

2 よって、前項の相殺の意思表示の到達に

2-13

より表意者が相手方に対して負担する本件ノートパソコンの修理代金債務は消滅したので本書面をもって通知します。

平成20年5月9日

〒250-0012

小田原市本町二丁目1番34号

表意者 野田順一

〒212-8589

川崎市幸区堀川町580番地

相手方 デル株式会社 御中

相手方から購入したノートパソコンの表示

機種名 / Inspiron 5150

サービスタグナンバー / 5HFBZH1X

購入年月 平成16年8月

購入代金 総額 金147,205円

この郵便物は平成20年5月9日第64898号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

20.5.9  
2-13



契印

## 郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	テル株式会社 様
お問い合わせ番号	137-28-698981 号
上記の郵便物等は <del>20</del> 年 5月 12日に 配達しましたので、これを証明します。	
郵便事業株式会社 川崎支店	付印

ユ07370 (19・SUN)

再生紙使用